

大雪に備えて早めの対策を

今年の1月18日や、一昨年(2021年)の2月に2週連続で降った大雪は、公共交通機関の運休や積雪による交通渋滞などを引き起こし、市民生活に大きな影響を与えました。11月には早くも東京で初雪が観測されており、この冬も大雪が降る可能性は十分に考えられます。今一度、大雪が降った時の対策を確認しておきましょう。

問合せ 防災防犯課防災係 ☎ 497・1847

大雪時に市はどのように動くの？

◆大雪が降るまで

雪に関する特段の態勢を取る必要があると判断した場合、危機管理室を立ち上げ、情報収集・関係機関の対応方針の事前確認や、関係機関との調整などを行います。対応方針などは、市ホームページ・ツイッター・フェイスブックを通してお知らせします。

◆大雪となった場合

危機管理室において特別な警戒態勢を取り、早急に対応が必要な事案が発生した場合に備えます。

具体的には一昨年までの大雪の経験を活かし、車や歩行者の利用が多い道路や坂道などの除雪を優先して行う予定です。また、除雪用機材の確保のため、建設関係事業者や運搬車両・機材リース会社などと締結した災害時応援協定に基づく協力要請も併せて行います。

「大雪に備えて普段からできること」文：市民編集委員 片寄明香

約3年前、2週続けて想像以上の大雪に驚き、本当に大変な思いをしたのを覚えています。家にあった雪かき用のスコップは古くなっていて途中で壊れてしまい、急ぎょ買いに走ったものの在庫切れで買えなかったのです。その経験から翌年は、早めに購入しておきました。

家の暖房では灯油を使用しているので燃料が無くならないように注意しています。エアコンを使っている場合、室外機は雪や低温に弱く故障する可能性があるそうなので、他にも暖房器具を用意しておいた方がよさそうです。外出は避けた方がよいので、食料も備えておくようにします。

また、大雪の際にどうしても出掛けなければならない時のために、雪道用の滑りにくい靴を準備しておくことをお勧めします。私は北国出身なので雪道には慣れています。普通の靴ではどんなに歩き方に気を付けても滑って転んでしまいます。そして、雪道を歩くときはリュックを背負い、ポケットに手を入れて歩かないようにするとともに、万が一転んだ時や防寒の為に手袋をし、帽子を被るようにします。

積雪で道幅も狭くなっているため歩行者も車の運転も気を付けなくてははいけません。

雪が降ってから慌てないように事前に準備をしておくことが大切です。

大雪が予想された・降った場合の注意点

◆情報を得て、早めの備えを

天気予報で情報を入手し、大雪の可能性がある場合は食料品や医薬品、燃料などをあらかじめ購入しておき、不要な外出を避けましょう。



◆時間に余裕を持った行動を

公共交通機関に運休や遅延が発生する可能性があります。運行状況などの情報を入手し、時間に余裕を持って行動しましょう。



◆バイクや自転車を運転しない

道路が滑りやすく大変危険なので、雪道でのバイクや自転車の運転はやめましょう。また、自動車を運転する際はチェーンやスタッドレスなどの冬用タイヤを必ず使用してください。



◆正しい服装・歩き方を心掛けよう

雪道や水にぬれた床での転倒事故が発生しています。底が滑らかな靴やヒールの高い靴は避け、歩幅を小さくし、膝を少し曲げて足裏全体で着地するように歩きましょう。また、ポケットからは手を出して歩いてください。



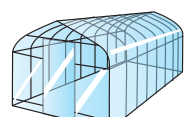
◆除雪作業中の事故に注意！

除雪作業中の転倒や雪で覆われた側溝に気付かずに落下するなどの事故が発生しています。除雪作業は一人で行わず、家族や近隣の方で行いましょう。



◆農作物のパイプハウスへの対策を

雪の重みで、農作物のパイプハウスに被害が出る場合があります。必要な補強をするなどの対策を行いましょう。



除雪作業にご協力を

市では、降雪対策として坂道や人通りが多い駅周辺などの市道の除雪作業を行っています。しかし、短期間で一斉に道路の除雪作業をすることは難しいため、自宅や店舗の前の道路部分の除雪に皆さんのご協力をお願いします。

問合せ 道路交通課道路施設係 ☎ 497・2095

耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修家屋の固定資産税の減額

①定められた条件を満たす耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修を行った家屋は、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度から一定期間、当該住宅に係る固定資産税額が減額されます。(期間内に申告ができなかったことについて、特段の事情があると認められる場合はこの限りではありません)

◆耐震改修…昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成18年1月1日から平成30年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう改修工事を施し、一定の要件に該当する場合

◆バリアフリー改修…新築された日から10年以上経過した住宅(特段の事情があると認められる場合は平成19年1月1日以前から所在する住宅)で、平成19年4月1日から平成30年3月31日までの間にバリアフリー改修工事を施し、一定の要件に該当する場合

◆省エネ改修…平成20年1月1日以前から所在する住宅で、平成20年4月1日から平成30年3月31日までに省エネ改修工事を施し、一定の要件に該当する場合

②要安全確認計画記載建築物等の耐震改修＝建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物で、政府の補助を受け平成26年4月1日から平成29年3月31日までに建築基準法に基づく現行耐震基準に適合させる改修工事をを行った場合、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度から一定期間、当該家屋に係る固定資産税額が減額されます。

問合せ 課税課固定資産税係 ☎ 497・2042

地震への備えを万全に



①大掃除の機会に家具転対策(家具類の転倒・落下・移動防止対策)をしましょう…近年の地震でケガをした方の約30～50%は、家具類の転倒・落下・移動が原因によるものです。普段はなかなか手がつけられないというご家庭も、大掃除の機会に、家具転対策を行って地震に備えましょう。家具転対策にはL型金具・ポール式器具・ストッパー式など、さまざまな方法があります。詳しくは「東京防災」の94ページから105ページをご覧ください。



②自主防災組織へ登録しましょう…自主防災組織とは、「自分の命、自分のまちは、自分たちで守る」を基本理念とし活動する組織です。登録対象は、防災訓練の参加が可能で、概ね10世帯以上の町会・自治会、共同住宅などです。登録されると防災資器材の購入費用に対して補助金の交付を受けることができます。

③学校避難所運営協議会へご参加ください…学校避難所は、市やその周辺で地震などの災害が発生し、市民の生命、身体及び財産に危険が迫った場合に開設されます。市では各小・中学校の計14校が避難所として指定されていますが、現在この学校避難所が開設された場所の運営方法について、マニュアルを考えておく「学校避難所運営協議会」を各学校単位で立ち上げて、さまざまな話し合いを始めています。近隣の町会・自治会の代表者、PTAの代表者、民生児童委員など、実際に自分自身や家族がそこで避難生活を送る方に参加していただいています。

④感震ブレーカーを配布しています…災害が発生したときの住居内の防火対策などを促進するため、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にお住いの方を対象に、地震発生に伴う電気火災(揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災)を防ぐ感震ブレーカーの配布を行っています。

問合せ 防災防犯課防災係 ☎ 497・1847 (①は清瀬消防署 ☎ 491・0119へ。③は教育総務課庶務係 ☎ 497・2537でも受け付け)

◆女性消防団協力員を募集中◆

市内在住・在勤の18歳以上の女性で、意欲のある方であればどなたでも応募可能です。

業務内容 災害対策に関する広報活動や、消防団の簡易なお手伝いなど(詳しくは下記へ)

問合せ 防災防犯課防災係 ☎ 497・1847